

## 仕 様 書

名 称	海上輸送（その3）
作成年月日	令和4年10月14日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

## 1 適用範囲

本仕様書は、傭船による海上輸送について適用する。

## 2 用語の定義

傭船とは、官側が専有でき、かつ、居住区を有する旅客船をいう。

## 3 内 容

鹿児島港と喜界島における傭船による海上輸送

## 4 細部要領

## (1) 全 般

海上輸送に使用する船舶は傭船とする。

## (2) 運航日程、区間及び所要

## ア 往 路

(ア) 11月6日（日）

(イ) 鹿児島港から喜界島港

(ウ) 人員190名及び大型トラック37両

## イ 復 路

(ア) 11月20日（日）

(イ) 喜界島港から鹿児島港

(ウ) 人員190名及び大型トラック37両

## 5 その他

## (1) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

## (2) 運航準備

ア 運航にあたり、各港湾の使用に係る各種申請を実施する。

イ 各港湾における荷役について、業者側が実施する。

## (3) 情報保全処置

本契約において知り得た情報の流失を防止する。

## (4) 不測事態対処

船舶の遅延及び運航が困難な状況が生じた場合には、直ちに報告するとともに代替等の処置を講ずる。

## (5) 別途協議

その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。